毎週 火曜日・金曜日(祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集 三恵印刷株式会社

(定価 三万八千八百八十円)

+ 第 令 月三十

和

一五三号 年

曜

(大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の制定)

金

公告

示

H

日

)

令和二年三月三十一日付け大分県報第九三号に登載の大分県警察本部訓令第二十六号

箇年

中

令和二年十月三十日

警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正)中の訂 令和二年二月十四日付け大分県報第八○号に登載の大分県警察本部訓令第四号(大分県 0

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、

(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第六条第一項の

同条第三項に

おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

令和二年十月三十日

九

大分県告示第六百二号

大規模小売店舗立地法

七

"

"

人妻の吐息

淫らに愛して

オーピー映画

"

"

暴行魔真珠責め

"

初夜の前日

他の男と寝る花嫁

新東宝映画

新東宝映画

查 公 表 大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程等の一部改正…七

莊

" "

"

奥様は18歳

超どきどき保健室

オーピー映画

おそれがある。

な育成を害する 激し、その健全 の性的感情を刺

"

どすけべサラリーマン

肉体遍歴篇

新東宝映画

警察本部訓令

教育委員会告示

应

〇・一九

映

画

姉妹事件簿

エッチにまる見え

オーピー映画

著しく青少年

指定年月日

種

類

題

名

制

作 社

名

指

定

理

由

又は配給社名

青少年に有害な興行の指定………………………………………………………………

れを有害興行に指定した。

令和二年十月三十日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県告示第六百一号

な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、こ

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全

<u>二</u>件

示

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出

目

次

大分県報 (告示) 届出の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

ゆめタウン別府

1

別府市楠町三百八十二—六 外

届出者の氏名又は名称及び住所

2

株式会社イズミ

代表取締役社長 Щ 西 泰 明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

変更した事項

3

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

変更前 株式会社ライトオン

代表取締役 Ш 﨑 純

茨城県つくば市小野崎二百六十―

外四十六者

変更後 株式会社ライトオン

代表取締役 藤 原 祐

茨城県つくば市小野崎二百六十―

外四十一者

4 変更の年月日

令和二年三月一日外

届出年月日

令和二年十月八日

関係書類の縦覧

三

1 縦覧期間

令和二年十月三十日から令和三年三月一日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三

出しなければならない。 名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提

は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第六百三号

規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の 同条第三項に

おいて準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

大分県知事

広

瀬

勝

貞

令和二年十月三十日

届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ゆめタウン中津

中津市大字島田字持廣百三十四—十七 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社イズミ

代表取締役社長 山 西 泰 明

広島県広島市東区二葉の里三丁目三番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

は代表者の氏名

変更前 株式会社しまむら

代表取締役 北 島 常 好

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

外四十一者

変更後 株式会社しまむら

代表取締役 鈴 木 誠

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十九番四号

外三十七者

変更の年月日

令和二年二月二十一日外

届出年月日

令和二年十月八日

文書をもって、意見を申し立てることができる。 の変更を認可した。 四 三 区について地域森林計画を変更したいので、同法第六条第一項の規定により次のとおり公告 大分県告示第六百五号 いて準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区連合が行う土地改良事業計画 大分県告示第六百四号 し、その関係書類を縦覧に供する。 駅館川土地改良区連合 なお、この計画書に意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し理由を付した 出しなければならない。 2 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定に基づき、次の森林計画 は、その旨を申し出ることができる。 名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提 月一日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏 1 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項及び同法第八十四条にお 土地改良区連合名 関係書類の縦覧 令和二年十月三十日 その他 令和二年十月三十日 なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者 法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和三年三 縦覧場所 縦覧期間 令和二年十月三十日から令和三年三月一日まで 大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県北部振興局 土地改良事業(維持管理計画書) 事 業 大分県知事 名 広 令二・一〇・一九 瀬 認 可年 勝 月 日 貞 並びに臼杵市役所に備え置いて縦覧に供する。 産大臣から保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。 \equiv 区域を変更する。 大分県告示第六百七号 大分県告示第六百六号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置い 市 示す部分に限る。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、 島村及び日出町 (「次の図」は、省略し、その図面を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局 保安林として指定された目的 縦覧期間 縦覧場所 解除の理由 水源の涵養 臼杵市大字田尻字広河原四六六番一・字山椒原四六七番一(以上二筆について次の図に 解除予定保安林の所在場所 令和二年十月三十日 森林計画区 指定理由の消滅 令和二年十月三十日から同年十一月二十七日まで 大分県農林水産部林務管理課及び関係振興局農山漁村振興部又は農山村振興部 大分南部地域森林計画区 大分西部地域森林計画区 大分北部地域森林計画区 大分中部地域森林計画区 (佐伯市 (日田市、 (別府市、 (大分市、 中津市、 九重町及び玖珠町 臼杵市、 大分県知事 豊後高田市、 津久見市、 広 竹田市、 杵築市、 瀬 豊後大野市及び由布 宇佐市、 次のとおり農林水 勝 国東市、

貞

姫

大分県知事

広

瀬

勝

貞

て一般の縦覧に供する。

									貞	勝	瀬	事 広	大分県知事	1		
0.110	申□・□○・□○	番六か	布市庄内町野畑字向畑松山二二七五番七ま布市庄内町野畑字スダノ木二二六六番六か	野畑字向畑	町 町野	で 由布市 庄内	内 線	県道田野庄内線	味に備え置い	路保全理	建築部道	八分県土木	週間	四二年十月三十日から	令和二年十月三十日一般の縦覧に供する。その関係図面は、令和	令和二年十月三十月で一般の縦覧に供する。その関係図面は、令組
		Š	大分市大字賀来字門田五六番四まで大分市大字賀来字馬場二八番二地先から	字門田五字馬場二	賀 賀来	大分市大字	線	県道大分挾間線	次のように道路の		定により	第十八条第一項の規定により、	- 八 条 笠	年法律第百八十号)	更する。 (昭和二· ぶ第六百	区域を変更する。
年月日	供用開始年月		始区間	開	川用	供	の種類及び路線名	道路の種類			}	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	} -		{	
貞	勝	瀬	大分県知事 広	大分			令和二年十月三十日	令和二	一七二・二	八	九二	後 九 六		≧生石港町一丁目三番二まで		分線
備 え 置 い	路保全課には	建築部道路	一般の縦覧に供する。その関係図面は、令和二年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置用を開始する。	ら二週	日 か	二年十月三十	一般の縦覧に供する。その関係図面は、令和に用を開始する。	て一般の縦覧に供供用を開始する。	1 411 • 11	四	- - - 五 - · - · · · · · · · · · · · · · · · · ·	前	6	大分市大字生石字川向四一番七から		県道高崎大
に 道路 の	、次のように道路	正により、	(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	第十八	号 {	法律第百八十	第六百九号	大分県告示第六百九号 大分県告示第六百九号 	11七・〇	0	√七· 九○ ·○	後 <u>一</u>	七六	五番一地先まで由布市庄内町野畑字スダノ木二二七六番七から		内
	- - - 0		一 〈四 八四 : 三	В		厥原一五二番二まで 佐伯市宇目大字南田原字 室ノ脇二一六番七から 室ノ脇二一六番七から佐伯市宇目大字南田原字	蕨原一五二番 佐伯市宇目大 佐伯市宇目大			0	三 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	前三三	七六	三番まで三番まで三番まで	1	! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! ! !
う分地 °をの い区	九二、六		一	A		性ノ木六六番四まで佐伯市宇目大字南田原字室ノ脇二一六番七から	椎ノ木六六番四ま	宇目線	四 二 - 二	四	九九九八二	後一	で	大分市大字賀来字門田五六番四まで		間線
すに展図敷示面関	-		<u>-</u>			八字南田原字	佐伯市宇昌大		四 メ 二 l ・ ト 二 ル	四ル	-	前	先	大分市大字賀来字馬場二八番二地先大分市大字賀来字馬場二八番二地先		県道大分挾
及上 び記 JBA	九メートル		一六・メ五 トル	A	ή	室ノ脇二一六番七から佐伯市宇目大字南田原字	堂ノ脇ニー六佐伯市宇目大		延長		敷地の幅員	前後別	前区	区間	石 知	及び路線名
備考	長	延	敷地の幅員	前後 別	前区	間	区	及び路線名 道路の種類	貞	勝	瀬	事	大分県知事		令和二年十月三十日	令和

殊勤務手当支給規程(昭和54年大分県警察本部訓令第16号)の一部を次のように	職員の特殊勤務手当支給規程(昭		(標柱一号と二号を結んだ線の南側	二八二番の一部(標柱一号と)	ヒラト			
神 祭 子 欠 拳 衆 署			二二三番一、二二二	番二及び二二四番、二二二番、				
张 承		んだ	仁一号と二号を結り)一部(標柱				
∄ +	皇警察本部訓令第34号	○│ <mark> 大分県警察</mark>	緑の北側の部分)、二叩分)、二一八番の一	部(標柱三号と四号を結んだ線の北側号と四号を結んだ線の北側の部分)、				
		呈	二一七番の一部(標柱三	二一五番一、二一六番一、二一	ミヤノ	石間浦	佐伯市	石間
前前令	○警察本部訓令		番	地	字	大字	市町村	称:
大分県教育委員会				在地	所	_		域の名 名
定する。	今田二手十月三十日理団体として、豊後高田市を指定する。	貞の管理団体	瀬勝	大分県知事 広 瀬				
四面石仏(平成三十一年大分県教育委員会告示第二号)	指定有形文化財(彫刻)城山薬師堂四面石仏					三十日	令和二年十月三十日	令
(建造物)早田国東塔(平成三十一年大分県教育委員会告示第二号)及び県	化財	指定有形文:	\$.	急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。	和崩壊危険		項の規定により、	一項の場
(昭和三十年大分県条例第十二号)第七条第一項の規定により、県・・・・・	化財保護条例		界五十七号) 第三条第	.関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	域による単	計地の崩壊	急傾
	·教育委員会告示第十五号		ζ			日 十 号 号	大分県告示第六百十一号	大分県:
云告示	教育委員会告示							
		T	令 - · -	左伯市宇目大字南田原字蕨原一五二番二までら	左泊市字目た		県道日之景守目 綴	県道 日
		-) -	。 佐伯市宇目大字南田原字堂ノ脇二一六番七か	佐伯市宇目士			Į į
の全部	これらの土地に伴う国有地等無番地の全部	これら						
でを順次結んだ線の南側の部分)		日	供用開始年月	八用 開 始 区 間	供	路線名	類及び	道路の種
		貞 	瀬勝	大分県知事 広 瀬				
一七番の一部(票注二号と三号を結んだ線の西則の (樗札二号と三号を糸みた線の西側の音矢) 一〇						三十日	令和二年十月三十日	令
○ 三番から ○ 五番まで、 ○ 六番の 部						所する。	一般の縦覧に供する。	て一般の
から四号までを順次結んだ線の北側の部		直 い 	退路保全課に備え	令和二年十月三十日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置	年十月三十		その関係図面は、	その問
んだ線の北側の部分)、一〇一二番の一部(標柱							供用を開始する。	供用を開
│ 一○一一番の一部(標柱二号から四号まで 分)	新石間	路 の 	り、次のように道路の	道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、	(律第百八十)	一十七年法	法(昭和1	道路
8の一部(標柱一日						十号	大分県告示第六百十号	大分県な
五番一、二九六番一、二九七番、二九八番及び二九			\	·····	***************************************	}	,	
二号を結んだ線の南側の部分)、二九四番一、二九 た緘の南側の部分) 二九三番の一部(橋村一号と				一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	ブケゴ 生 不達			
ご見の万里のなか、 ここにより一名(『ミニーナーの部分)、二八三番の一部(標柱一号と二号を結ん	コ			ステラ 三言張丁 一 目 スキニミデ 大分市大字生石字川向四一番六から	大分市大字件		県道高崎大分線	県道高

六

	1	
	PA PA	「作業認問」 に、 確認者 を 宝 編 に、 「 円
		第 2 亏 様 八 円
を削り、	第8号様式中	号」に改める。
属長印	所	の16の項中「平成6年国家公安委員会規則第18号」を「昭和40年国家公安委員会規則第3
1	1	別表の13の項中「操縦等」を「操縦」に、同表の14の項中「整備等」を「整備」に、同表
		に当該作業の内容を精査」に改め、同条第2項中「所属長」を「作業確認者」に改める。
		第5条第1項中「当該作業の内容を精香」、従事した日ごとに押印しを「従事した日ごと
	_	第4条第2項中「(以下「日額特動作業」という。)」を削る。
L		は、日割計算により算出した額を支給するものとする。
_		業に従事したときにその全額を支給するものとし、その期間が2分の1に満たないとき
を削り、	第7号様式中	て勤務したときは、当該休日等を除く。)を除いた日数の2分の1以上の期間を当該作
夷 長印	所	た職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下同じ。)(休日等に勤務を命ぜられ
7	- [る休日及び年末年始の休日をいい、同条例第4条第1項の規定により代休日を指定され
	-	7項の規定に基づく週休日をいう。)及び休日等(同条例第3条に規定する祝日法によ
	R	務時間等に関する条例(昭和26年大分県条例第35号)第5条並びに第15条第6項及び第
		(2) 条例第11条第1項第14号に掲げる作業 給与期間から週休日 (職員の休日休暇及び勤
		間を16時間で除して得た数を乗じて得た額を支給するものとする。
-	4	するものとし、その時間が16時間に満たないときは、手当額に、当該作業に従事した時
		いう。以下同じ。)内において16時間以上、当該作業に従事したときにその全額を支給
	「所	(1) 条例第11条第1項第13号に掲げる作業 給与期間(条例第56条に規定する給与期間を
を「刑事部組織犯罪対策	課長	た額を支給するものとする。
対第 号」を「事	第5号様式中「大組	名簿に登録された次の各号に掲げる作業について、当該各号に定めるところにより算出し
	長」に改める。	第4条 月額特勤作業に係る特殊勤務手当は、職員が前条第1項の特殊勤務手当支給対象者
号」を「事 務 連	第4号様式中「第	(支給の方法)
安全部地域課長」に改	回」を「生活	第4条第1項を次のように改める。
域第 号」を「事	第3号様式中「大地	大分県警察本部長 竹 迫 宜 哉
	% °	令和 2 年10月30日
:2 中「第13号(ロ)」を「第13号」に改め、同様式の備考中5を削	に改め、同様式の備考	改正する。
	(中)	に改め、同様式の備考2中「第13号(ロ)」 る。 第3号様式中「大地域第 10回」を「生活安全部地域課長」に 第4号様式中「第 号」を「事 務 長」に改める。 第5号様式中「大組対第 号」を「事 10回」を「刑事部組織犯罪対 10回」を「所属長印」を削り、「「所属長印」を削り、「「所属長印」を削り、「「所属長印」を削り、「「所属長印」を削り、「「所属長印」」を削り、「「所属長印」を削り、「「所属長印」」を削り、「「「所属長印」」を削り、「「「所属長印」」を削り、「「「所属長印」」を削り、「「「所属長印」」を削り、「「「所属長印」」を削り、「「「所属長印」」を削り、「「「所属長印」」を削り、「「「「所属長印」」」を削り、「「「「所属長印」」を削り、「「「「所属長印」」」を削り、「「「「「「」」」」を削り、「「「」」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」を削り、「「」」」を削り、「「」」を加速記述がある。

この訓令は、 令和2年11月1日から施行する

大分県警察本部訓令第35号

* 빯

嬱 籨 翢 校

₩

令和2年10月30日

ように改正する。

大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程等の一部を次の

大分県警察本部長 个 山 画 坝

第1架 年大分県警察本部訓令第7号)の一部を次のように改正する (大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正) 大分県警察条件付採用期間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程(平成26

の1項を加える。 第9条第3項中「診断書を」の次に「所属長を経由して警務課長に」を加え、同条に次

載した書面に代えることができる。 前項の診断書のうち1通は、職員が第2条第2号に該当する可能性があるか否かを記

する診断書に代わる書面の内容を含む。)」を加え、同項第4号中「本部長が指定する医 師2名の」を「前条第3項の規定により提出を受けた」に改める。 第10条第2項中「受診命令」を「規定」に改め、「内容」の次に「(前条第4項に規定

第14条第2項中「第12条第2項の」を削る。

第16条第1項中「第14条第2項に規定する」を削る

(大分県警察職員分限取扱規程の一部改正)

第2条 大分県警察職員分限取扱規程(令和2年大分県警察本部訓令第6号)の一部を次の ように改正する

目次中「処分の」を削る。

第1条中「分限の手続」を「分限手続」に改める。

第2条第4号中「、隊長及び室長」を「及び隊長」に改める。

項中「第4条」を「第4条第1項」に改め、同条第5項中「第4条」を「第4条第2項」 法第28条第2項第1号の規定により職員を休職することができる場合」を加え、同条第4 第3条第2項中「又は免職」を「若しくは免職」に改め、「できる場合」の次に「又は

> 第10条第1項中「、受診命令書(第4号様式)(第2条第7号オに該当する職員につい 第9条中「第2条第7号に規定する」を削る

め、同項後段を削り、同項第1号を次のように改める。 ては、受診指示書(第5号様式))により」を削り、「提出」を「警務課長に提出」に改

- 体的な所見 第2条第7号アからエまでのいずれかに該当する職員 次に掲げる事項に関する具
- ア 長期の療養若しくは休養を要する疾患又は療養若しくは休養によっても職務の遂 行に支障がある治癒し難い心身の故障があるか否か
- イ アの疾患若しくは故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないこと が明らかか否か

第10条に次の2項を加える。

- 2 ずる場合は、当該命令をもって書面による命令に代えることができる ては受診命令書 (第4号様式) により、同号オに該当する職員にあっては受診指示書 (第5号様式) により行うものとする。この場合において、職員が口頭による命令に応 前項に規定する命令は、第2条第7号アからエまでのいずれかに該当する職員にあっ
- 3 第1項の診断書のうち1通は、同項各号に定める事項を記載した書面に代えることが いるる。

「第4章 分限処分の手続」を「第4章 分限手続」に改める

受けた」に改める 部分に限る」に、「本部長が指定する医師2名の」を「第10条第1項の規定により提出を 第13条第2項第4号中「第4条第1号」を「第4条第1項」に、 「に限る」を 「に係る

第14条第2項中「処分の」を削る

第18条第2項中「第16条第3項の」を削る

第20条第1項中「第18条第2項に規定する」を削る

第27条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の診断書のうち1通は、第10条第1項第1号に定める事項を記載した書面に代え ることができる

この訓令は、令和2年10月30日から施行する

告

公公

入札を希望する者の資格審査申請の方法等

申請書及び添付書類を知事に提出するものとする。

競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、県の所定の競争入札参加資格審査

申請書の提出先及び問合せ先

				П		
<i>(</i> -)	部を	_>	当該事業に係る営業の全部又は		年以上事業を営んでいた者から、	年以上車
	(基準日において継続して二		一年未満であ	て事業を営んでいる期間が二年未満である者	統して事業を党	いて継続し
()	(以下「基準日」という。)にお		の前月の末日	の申請を行う日の属する月の前月の末日	番査の申請を行	穴 資格審査
1.1.			有	国税又は都道府県税を滞納している者	人は都道府県 経	(五) 国税又
	これを得ていない者		9る場合にお	認可等を必要とする場合において、	に関し、許可、	四 営業に関
1	ない場合	経過してい	定められた期間を経過していない場合		入札に参加させないこととされ、	入札に会
六	項の規定により、競争	第八条第一	四十八号)	(平成二十年大分県告示第百四十八号)第八条第一項の規定により、		必要な資格
	大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に	等に係る競	見及び買入れ	初品等の製造の請負	県が発注する物	三 大分県
2					る者	を有する者
	(同法第二条第二号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係)若しくは	刀団をいう。	一号に規定する暴力	问法第二条第 _一	力団(同
1	以下この号において同じ。)又は暴	下この号に		七号)第二条第六号に規定する暴力団員をいう。	第二条第六号に	七号)笛
五	(平成三年法律第七十	関する法律	何の防止等に	(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律		二 暴力団員
					い者	を得ない者
)又は破産者で復権	る者を除く。	門意を得てい	契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。		者であって、
	、被保佐人又は未成年	(被補助人、	で有しない者	競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者	人札に係る契約	(一) 競争7
2	ができない。	加すること	競争入札に参加することができない。	次の各号のいずれかに該当する者は、競	亏のいずれかに	1 次の各号
					競争入札の参加者資格	二 競争入札の
1				ツト端末 一式	県立学校教員用タブレッ	県立学校教
四				炽	る物品等の種類	一調達をする物品等
	瀬勝貞	広	大分県知事	+		
					令和二年十月三十日	令和二年士
	とおり公示する。	るので次の	和が見込まれ	の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので次のとおり公示する	規定が適用され	七十二号)の押
3	(平成七年政令第三百	特例を定める政令	0)	等又は特定役務の調達手続	体の物品等又は	地方公共団体の物品
	}					
				地区)	・北大津留)	(庄内(大龍
	平三〇・ 二・二八	八 · 五	平三			(農道整備)
2				尹 業	地域総合整備事業	県営中山間地
	完了年月日	中 月 日	着手年	名	業	事
1	瀬勝貞	広	大分県知事	+		
三					令和二年十月三十日	令和二年士
			した。	のとおり県営土地改良事業の工事を完了した。	県営土地改良車	次のとおり間
			,,			

申請者が期日以降に申請を希望する場合は、その後も随時に受け付けるが、入札に間に

令和二年十月三十日(金曜日)から同年十一月十九日

(木曜日)までとする。なお、

入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

有効期間

更新手続

合わない場合がある。

申請の時期

電話 〇九七 (五〇六) 二九五六

〒八七○—八五○一 大分市大手町三丁目一番一号

大分県会計管理局用度管財課物品調達班

競争入札に参加させないことができる。

る者に該当すると判明した場合

二の1の一から穴までの事由のいずれかに該当する者と判明した場合

入札参加資格の取消し等

インターネットによる入手

競争入札参加資格審査申請書の入手方法

申請書の交付場所

三の2に同じ。

分県告示第三百二十六号)に基づく入札参加資格の審査の申請により行うものとする。の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和二年大

令和四年十月一日以後、入札参加資格を得ようとする者は、大分県が発注する物品等

入札参加資格の有効期間は、資格を取得した日から令和四年九月三十日までとする。

事が必要と認める場合は、当該入札参加資格を取り消し、又は三年以内の期間を定めて

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項に規定す

入札参加資格を取得した者が次の○から四までのいずれかに該当する場合、その他知

大分県ホームページ http://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/301005youdokanzai.html

 (Ξ) 資格審査の申請書及びその添付書類に故意に虚偽の事実を記載したことが判明した

(四) 廃業等の届出又は入札参加を希望している業種等の全てを取り下げる届出を行った

2 その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする 1により入札参加資格を取り消し、又は競争入札に参加させないこととしたときは、

次のとおり一般競争入札に付するので公告する

令和2年10月30日

大分県知事 F 攧 赮

競争入札に付する事項

- $\widehat{\Box}$ 調達をする物品等の種類 県立学校教員用タブレット端末 니 맛
- 2 納入期限 令和3年3月31日まで
- 納入場所 大分県知事が指定する場所
- 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

2

次の条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である
- 2 な資格を取得した者であること。 大分県が発注する物品の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要
- いない者であること。 請負及び買入れ等に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けて この公告の日から下記9に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の製造の
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者 が、その経営に実質的に関与していないこと。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)
- 暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している
- 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約

等を締結している

- 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
- # れる関係を有している者 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難さ
- 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- 競争人札参加資格

大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必

2 申請の方法

灬

申請書に必要書類を添付して、令和2年11月19日(木)までに3の(3)に掲げる部局に提 上記(1)に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、競争入札参加資格審査

- 3 競争入札参加資格申請書の入手場所、提出先及び問合せ先 大分県会計管理局用度管財課物品調達班
- 〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2957

契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県教育庁教育財務課情報化推進班

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号 大分県庁舎別館7階

畑 097 - 506 - 5465

- F A X097 - 506 - 1792
- 契約条項を示す場所及び日時
- <u>1</u> 揚所

大分県大分市府内町3丁目10番1号

(8階)

大分県教育庁教育財務課 図面閲覧室

2

- ら午後5時15分まで 日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分か 令和2年10月30日(金)から同年12月9日(水)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝
- 入札説明書の交付場所及び日時

上記5に同じ。

大分県報 (公告)

九

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日 本 語
- (2) 通 貨 日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び提出期限
- (1) 提出場所 大分県庁舎別館7階 教育庁教育財務課情報化推進班〒870-8501 大分市府内町3丁目10番1号
- (2) 提出期限 令和2年12月10日(木)13時30分

ただし、郵送の場合は令和2年12月7日(月)午後5時必着で上記4の部局まで提出すること。

- 9 開札の場所及び日時等
- (1) 開札場所 大分県庁舎別館8階 85会議室

〒870-8503 大分市府内町3丁目10番1号

日 時 令和2年12月10日 (木) 13時30分

<u>ω</u> <u>ω</u>

再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、直ちにその場所で再度入札を行う。ただし、郵送による入札を含む場合は別に定める場所及び日時に行うものとする。

10 入札保証金に関する事項

見積総額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。ただし、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときは、入札保証金の全部又は一部の納付がしないされる。

契約保証金に関する事項

契約総額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国(公団を含む。)又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 12 入札の無効

大分県契約事務規則(昭和39年大分県規則第22号)第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

(1) 金額の記載がないもの

- 2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- 13 最低制限価格に関する事項

設定しない。

- 14 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書で、大分県契約事務規則第23条の規定により作成された予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札者決定を行う。この場合、当該入札者がくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員に代わりにくじを引かせるものとする。
- (3) この調達に係る契約は、大分県県有財産条例(昭和39年大分県条例第28号)の規定により、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後、本契約となる。
- 15 ペの街
- (1) この入札は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受け 2
- (2) その他の詳細は、入札説明書による。
- 16 Summary
- (1) Outsourcing name

Tablets for prefectural school teachers

(2) Time limit for tender

13:30 p.m 10 Dec 2020

(3) Contact point for the notice

Oita Prefectual Board of Education Education Finance Division

Oita government building annex 8F, 3-10-1, Funaichou, Oita City

870-8503 Japan Tel 097-506-5465

〇 監査、公表

監査委員公表第661号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結

告子さ、回冬年の品で击げるで h	- そん 書さそ	*****
米に因うの映口で、回来をう扱う発生であり、欠りつかりと及りる。	5	
令和 2 年 10月 30 日	① 違法又は不当な事項で、	当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
大分県監査委員 首 藤 博 文	② 過失が認められるもの	5れるもの
大分県監査委員 長 野 恭 子	③ 事務処理等;	事務処理等が適正を欠くもの
大分県監査委員 木 付 親 次	④ 経済性、効	経済性、効率性、有効性に欠けるもの
大分県監査委員 原 田 孝 司	1 指摘事項	
第1 監査の概要	なし	
1 監査の対象	2 注意事項	
令和元年度における財務に関する事務の執行	監査対象機関	野 斉 結 果
2 監査の実施	**************************************	1
	(知事部局・総務部)	
2年5月25日から同年8月31日までの期間において実施した。	大分県東部振興局	公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が
なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。		場めのれた。
3 監査の主眼	大分県中部振興局	令和元年度クロメ養殖推進事業費補助金について、実績報告書
財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正		の提出があった時に間接補助事業者への支払いの催認をせず、事 ***********************************
確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効		米が方」していないにもががわるり、銀の年足を行っていた事的「が認められた。
性の上がる監査を実施した。		はそのようには、 こうかんはい はいましょう はいしょう しょうしょう しょうしょく しょく しょくり しょく
第2 監査の結果		東国の対象を担任をしないなど、対しての交出及の成功の領域、
監査を実施した12機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり6機関		例が認められた。
において、11件の注意事項があった。	十分旧本並指爾曰	上京信号出来では、より、本を手が合うし、一次乗び込む
その他の6機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関	人力采用即級共同	
する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。		下にしる光光がでしているシン、国際生活力の散奏であるとももに 率 8 %で支出している事例が認められた。
なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。		スロサチは何というという ロシは中チドッグ・ナー 中間 2.5
(1) 指摘事項		公用甲を損傷されたことにより、果て損害を生しされた事例が、 割みでわた。
是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認め		
られるもので、概ね次に該当するもの	人刀架凹部拔栗回	王のくちし叉抜争業により、局虧者の通衆過設等べの広辺のに 生のくちし叉抜争業により、局虧者の通衆過設等べの広辺のに 歩い離え からに離え からになるには、
① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの		の用途についても変更承認していたが、当該承認された車両使用
② 放意又は重大な過失が認められるもの		とは異なる使用が一部で認められた。
③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの		☆用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が
④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの		認められた。
(2) 注意事項	十分但小蚪振圃目	◇田直を相傷させたことにより、県に相害を生じさせた事例が、
是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められる		9

					誤	○正
					令和2年6月2日から6月4日まで、令和2年6月30日	病院局
					令和2年6月2日から6月4日まで、令和2年6月29日	企業局
					令和2年6月16日から6月18日まで、令和2年8月31日	大分県北部振興局
					令和2年6月9日から6月11日まで、令和2年8月20日	大分県西部振興局
				•	令和2年5月25日から5月27日まで、令和2年7月2日	大分県豊肥振興局
					令和2年6月1日から6月3日まで、令和2年7月3日	大分県南部振興局
					令和2年6月9日から6月11日まで、令和2年7月16日	大分県中部振興局
					令和2年6月1日から6月3日まで、令和2年7月6日	大分県東部振興局
					令和2年6月4日、令和2年8月31日	中津県税事務所
				•	令和2年6月4日、令和2年8月20日	日田県税事務所
しなけれは	しなれげは	左から二	下		令和2年6月15日から6月16日まで、令和2年7月16日	大分県税事務所
ī	北京	? 行	段	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	令和2年6月5日、令和2年7月6日	別府県税事務所
	・		グリ 書家 ク 年 另	5 児養	監査実施日	監査対象機関
_	ペパミ十月更任月歳号で管理これ 八分県報第九三号に登載の大分県		長警察の寺川 令和二年三月	子 令 和	監査の執行状況 各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。	3 監査の執行状況 各監査対象機関こ
lε	を加え	右から一四	上	=	観との照合ができなかったものについて、必要な会計処理を行わず、翌年度に処理していた事例が認められた。	
を「事実について	の次に「	右から一三	上	=	口座振替により受領した診療収入等のうち、年度末までに請求	
第13条第1項中	第13条第1項中「事案」を 「事実」に、	右から一一	上	=	めに減価償却費の算出が適正に行われていない事例及び処分済み の機器が残存簿価とともに台帳に登載されたままになっている事 例等が認められた。	
正	誤	行	段	ページ		
中	間中の職員の免職及び降任の取扱いに関する規程の一部改正)		察条件付採用期	察条件	デスクトップパソコン等一式の購入契約において、契約保証金 を納付させるべきところを免除していた事例が認められた。	病院局
警察本部訓令第四号(大分県警	十四日付け大分県報第八○号に登載の大分県警察本部訓令第四号────		令和二年二月	令和		(病院局)